

# 「四日市市こども計画」策定に向けて

## ● ことども基本法の施行及びことども家庭庁の設置（令和5年4月1日）

### ことども基本法 目的（第1条）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのことどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてことども施策に取り組むことができるよう、ことども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びことども施策の基本となる事項を定めるとともに、ことども政策推進会議を設置すること等により、ことども施策を総合的に推進することを目的とする。

法の目的を達成するため、ことども施策を更に強力に進める新たな行政組織として「**ことども家庭庁**」を内閣府の外局に設置

## ● ことども基本法の6つの基本理念（第3条）

ことども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのことどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのことどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのことどもは年齢や発達の程度に応じて、  
意見が尊重され、ことどもの今とこれからにとって  
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しいことどもも、  
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会を  
つくること。



出典：ことども家庭庁HP

## ● ことども大綱（第9条）及び都道府県・市町村ことども計画（第10条）

政府は、ことども施策を総合的に推進するため、「ことども大綱」を策定する（第9条第1項）

都道府県は、ことども大綱を勘案して、「都道府県ことども計画」を定めるよう努めるものとする（第10条第1項）

市町村は、ことども大綱を勘案して、「市町村ことども計画」を定めるよう努めるものとする（第10条第2項）

## ● ことども施策に対することども等の意見の反映（第11条）

ことども施策を策定・実施・評価するに当たっては、ことどもや養育者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする

## こども大綱とは

- ◆ 「こども基本法」第9条第1項に基づく、国の大綱。
- ◆ こども施策を総合的に推進するため、国のこども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定めたもの。

## こども大綱の役割

- ◆ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）で生活を送ることができる 「こどもまんなか社会」を実現
- ◆ 国を挙げて取り組むべき、少子化の克服、こども・若者に関する施策、こどもの貧困に関する施策を一つに束ね、これらを総合的に推進

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策に関する大綱

既存3大綱を一元化し、さらに必要な施策を追加

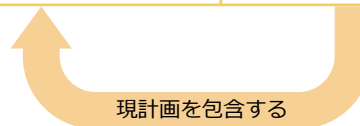
## 基本的な方針

- ① こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ② こども・若者、子育て当事者の**視点を尊重し、意見を聴き、ともに進めていく**
- ③ ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④ **良好な成育環境**の確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤ **若い世代の生活基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥ **施策の総合性**の確保

## 施策を推進するために必要な事項

- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の基盤の整備（EBPM、人材確保・育成・支援、包括的な支援体制の構築・強化、情報発信、社会の意識改革）
- ③ 推進体制の確保（自治体こども計画の策定促進、数値目標と指標の設定、財源確保）

	【新】四日市市こども計画	【現】第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画
根拠法	こども基本法	子ども・子育て支援法
計画期間	令和7年度～令和11年度	令和2年度～令和6年度
対象	<b>要検討</b> （こども大綱では明記なし） 「こども基本法」において「こども」は、「心身の発達過程にあるもの」と定義。 【子供・若者育成支援推進大綱では30歳未満（一部40歳未満）】	本市に住む概ね18歳未満の子どもとその家庭及び子育てに関わる個人や団体が対象。
計画に包含する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>少子化社会対策計画</b></li> <li>・ <b>子ども・若者計画</b></li> <li>・ 子どもの貧困対策計画</li> <li>・ 次世代育成支援行動計画</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業計画 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代育成支援行動計画</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・ 子どもの貧困対策計画（※中間改訂時に追加）</li> </ul>
計画策定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>こども・若者の総合的な計画とする</b></li> <li>・ 現計画を包含+こども大綱を勘案する</li> <li>・ <b>こどもの意見聴き取り</b></li> <li>・ <b>数値目標の設定とEBPMを検討する</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、利用者ニーズ（量の見込み）を調査し、その結果を踏まえて、提供体制の確保方を事業計画として策定する</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示す自治体こども計画策定ガイドラインを踏まえ、盛り込むべき内容を検討する</li> <li>・ 市総合計画や各種計画との整合を図る</li> <li>・ こども等の意見を聴取し、フィードバックを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が示す「量の見込み」の算出等の考え方をベースに見込み量を算出し、確保方を計画する</li> </ul>



**赤字**：新計画にて追加が必要な事項

現計画を包含する

国

こども大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成  
支援推進大綱

子供の貧困対策に  
関する大綱

こども未来戦略

こどもの居場所づくりに関する指針

こどもまんなか実行計画

子ども・子育て支援法に  
基づく基本指針

etc.

勘案

三重県

※令和6年度末策定予定

三重県こども計画

(旧) 子どもスマイルプラン

- ・少子化対策計画
- ・三重県次世代育成支援行動計画

(附属)

- ・三重県子ども・子育て支援事業計画
- ・三重県ひとり親家庭等自立促進計画

勘案

勘案・協議 (子ども・子育て支援事業計画部分)

四日市市

四日市市こども計画

少子化社会対策計画  
(少子化社会対策基本法)

子ども・若者計画  
(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

子どもの貧困対策計画  
(子どもの貧困対策法第9条第2項)

次世代育成支援行動計画  
(次世代育成支援対策推進法第8条)

子ども・子育て支援事業計画  
(子ども・子育て支援法第61条)

追加

市各種計画

- ・学校教育ビジョン
- ・地域福祉計画
- ・障害児福祉計画
- ・人権施策推進プラン
- ・男女共同参画プラン
- ・多文化共生推進プラン
- ・市民協働促進計画
- ・環境計画

etc.

四日市市  
総合計画

※こども計画の  
上位計画

整合

整合

第2期四日市市子ども・子育て  
支援事業計画中間改訂版の範囲

基本理念  
子どもを子育てし、やさしくまちな四日市

基本方針

- ▶ 子どもの権利が尊重され、  
子ども自身の意見や視点が  
生かされた子ども施策  
を実行します
- ▶ 地域、学校、行政をはじめ  
として、子どもに関わる  
様々な機関が連携して、  
社会全体で子どもの育ち  
を支える「子どもまんな  
か社会」を実現します
- ▶ 支援を必要とする子どもと  
子育て当事者に、確実に必  
要な支援が届くよう、支援  
の充実と支援人材の育成、  
切れ目なく支援がつながる  
環境整備に取り組みます

現計画から子ども大綱を勘案し、  
見直したまたは新たに対象となる主な部分

全世代共通

子ども・若者施策の重要事項

- 子どもの人権尊重
- 遊びや体験、活躍できる機会づくり、生活習慣の形成・定着
- 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 子どもの貧困対策
- 障害児や医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 自殺対策や犯罪から子ども・若者を守る取組

子育てしている方

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き、共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

誕生前から  
就学前まで

- 切れ目のない保健・医療の確保
- 成長の保障と遊びの充実

学童期・思春期  
（6〜18歳）

- 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- 子どもの居場所づくり
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校の子どもへの支援

（18歳）  
青年期

- 高等教育の修学支援や高等教育の充実、就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

■ 子どもの人権の尊重と「子どもまんなか」社会の機運醸成

- 新 「子どもまんなか社会」の実現に向けた周知・啓発
- 新 子どもの意見聴き取りの推進

■ 子どもの貧困対策

- ・ 子どもの学習支援事業
- ・ 生活困窮者対策の推進
- ・ 四日市市奨学金支給事業

■ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 育児フォローアップ事業
- ・ 支援対象児童等見守り訪問支援事業

■ 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

- ・ 子どもの芸術体験事業
- ・ 体験型の幼児教育活動の充実
- ・ 子どもの生活リズム向上事業

■ 障害児や医療的ケア児等への支援

- ・ 発達障害等早期発見支援事業
- ・ インクルーシブ教育推進事業
- ・ 障害児通所支援事業

■ 自殺対策や犯罪から子ども・若者を守る取組

- ・ いじめSNS相談の充実
- ・ eネット安心出前講座の充実

■ 地域子育て支援の充実

- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 第2子以降子育てレスパイトケア事業
- ・ 子育て短期支援（ショートステイ）事業

■ 共働き、共育での推進

- ・ 仕事と子育ての両立ができる職場環境支援事業
- ・ 父親の子育て参画推進事業

■ 安心して妊娠・出産、育児ができる環境の充実

- ・ 妊産婦・乳幼児健康診査充実事業
- ・ 不妊治療医療費助成事業
- ・ 伴走型相談支援事業
- ・ 多胎児育児支援事業

■ 安心して子どもを預けることができる環境整備

- ・ 保育士等人材確保事業
- ・ 就学前教育・保育施設の再編
- ・ 幼児教育推進事業

■ 多様なニーズに応じた子どもの居場所の創出

- 新 子どもの居場所づくり
- ・ 学童保育推進事業
- 新 部活動の地域移行

■ 多様な子どもに対する多様な学びの場の提供

- ・ 「チーム学校」推進事業
- ・ いじめ防止に向けた取組の推進
- ・ 不登校対策推進事業

※公教育関連は「四日市市学校教育ビジョン」にて推進

■ 若者の生活基盤の安定と若者の出会いの機会の創出・結婚の機運醸成

- ・ 若者の就労に係る支援
- 新 マリッジサポート事業

※標記の定義

- 新 現計画に記載がなく、子ども大綱を勘案し、新たに盛り込む施策・取組

# こどもの居場所づくり

## こどもの居場所が必要となった背景

### 地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でのこどもが育つことが困難になっている

### 複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している

### 価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている

- 居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠
- 様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方や指針を示す必要がある

## こどもの居場所づくりのポイント

- 居場所は本人が決めるものである
- 居場所づくりは第三者がつくるため隔たりが生じ得る
- こどもの視点に立ち、声を聴き、居場所づくりを進める
- 結果的に居場所となるものがある（特徴的な例：学校）
- 誰もが居場所を担い得るという自覚をもつ
- できるだけ多様な居場所を創出する

### 居たい

- ・ 居ることの意味を問われない
  - ・ 信頼できる、味方になってくれる人がいる
  - ・ ありのまま、素のままですらわれる
  - ・ 誰かとつながれる
  - ・ 助けてほしい時に、助けてくれる人がいる
  - ・ 安心・安全な場である
  - ・ 話を聴いてくれる
- etc.

### 行きたい

- ・ 受け入れてくれる誰かがいる
  - ・ 身近にある
  - ・ 気軽に行ける、一人でも行ける
  - ・ 誰でも行ける
  - ・ 行くきっかけがある
  - ・ 同じ境遇や立場の人がいる
  - ・ いつでも行ける
- etc.

### やってみたい

- ・ いろんな人と出会える
  - ・ 好きなこと、やりたいことができる
  - ・ 意見を言える、聴いてもらえる
  - ・ 一緒に学ぶ人、サポートしてくれる人がいる
  - ・ あこがれを抱ける人がいる
  - ・ 新しいことを学べる
  - ・ 自分の役割がある
- etc.

## 居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

- こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる
- こどもの権利の擁護
- 官民の連携・協働

### ふやす

- ◎ 多様な居場所の創出
  - ・ 既存施設の活用
  - ・ 新たな担い手のサポート

### つなぐ

- ◎ 居場所につながる
  - ・ 情報の可視化
  - ・ 利用しやすい工夫

### みがく

- ◎ より良い居場所へ
  - ・ 質の向上、連携・協働
  - ・ ニーズへの対応

### ふりかえる

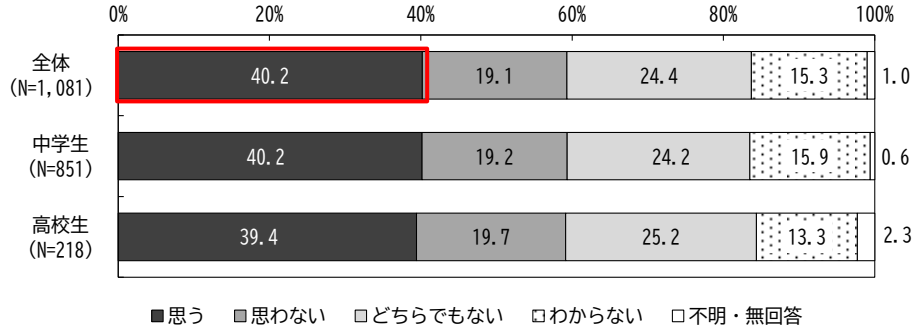
- ◎ 居場所の検証
  - ・ 指標などによる客観的評価
  - ・ 知見の蓄積と効果の検証



居場所の需要について

問：あなたは、家や学校以外で、居場所になるような場所がほしいと思いますか。

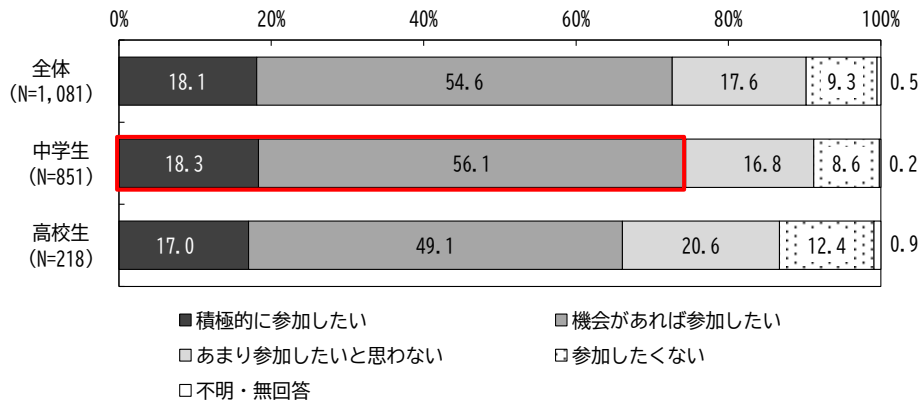
◆ 全体で「思う」が40.2%となっている。



地域の行事や活動への参加意向について

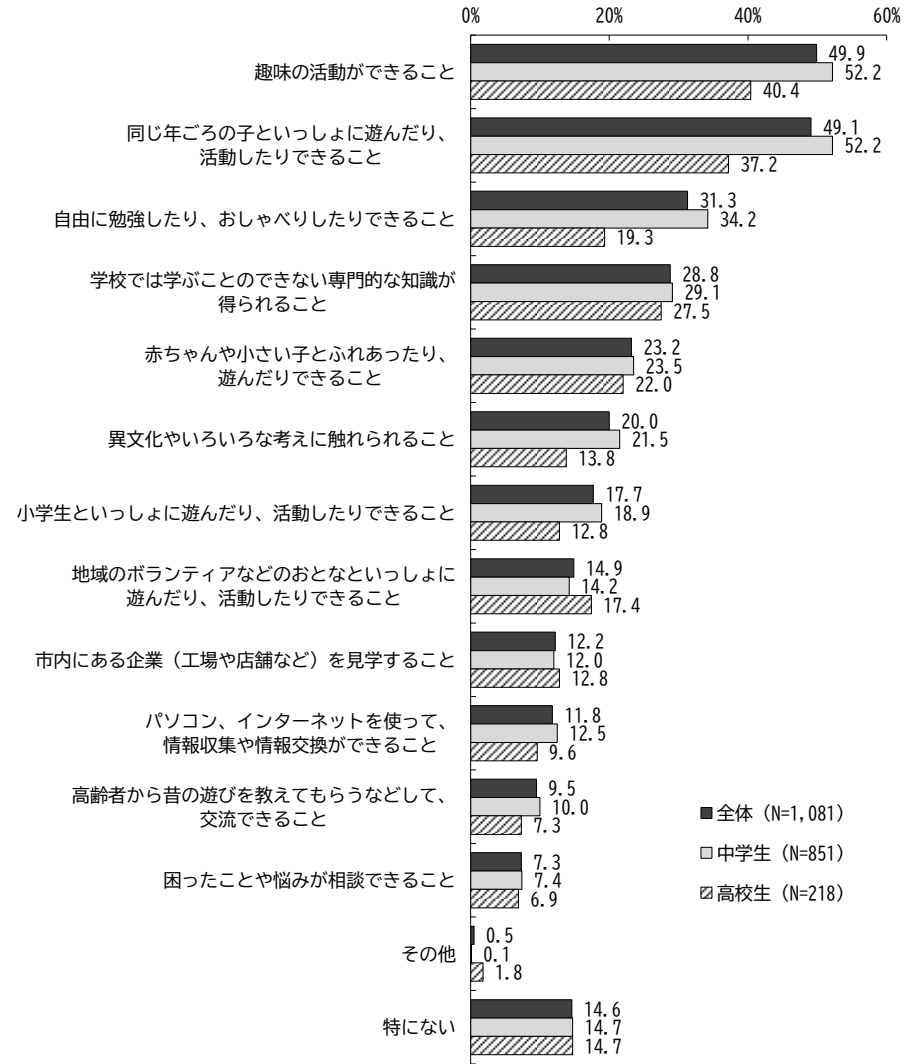
問：あなたは今後、地域の行事や活動に参加したいと思いますか。

◆ 中学生で参加意向がある回答が74.4%となっている。



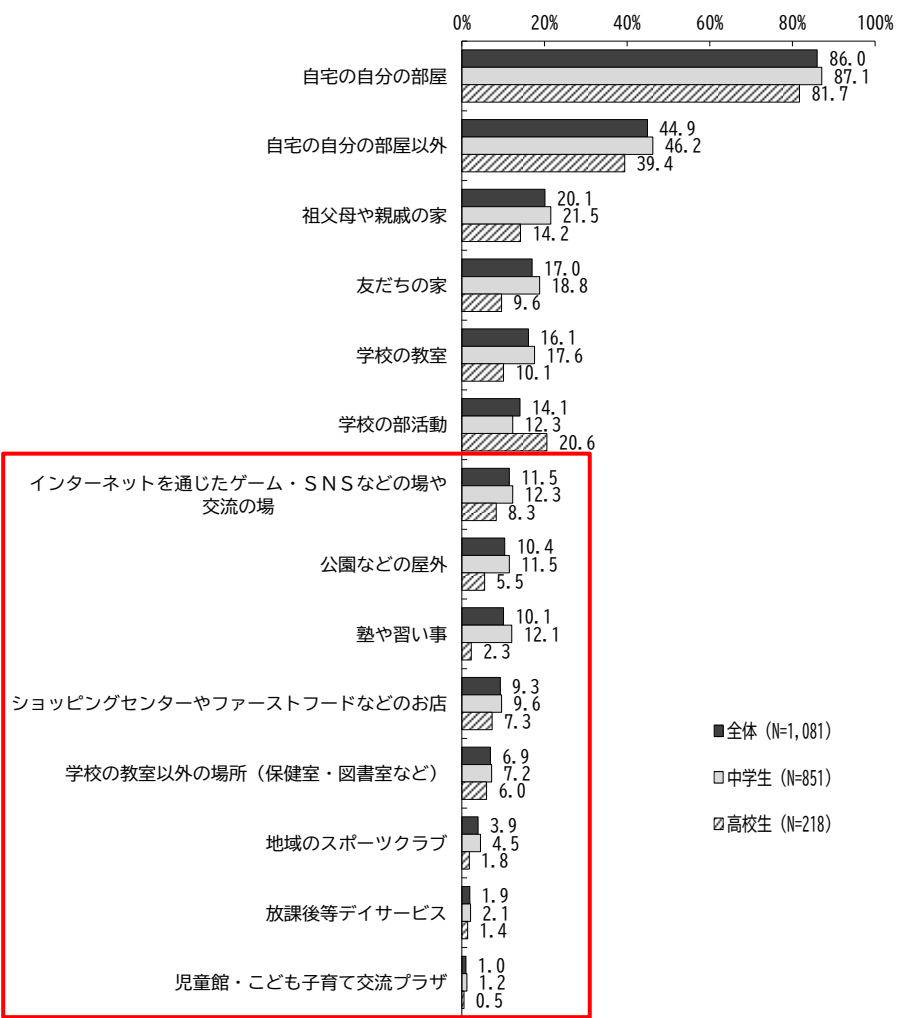
地域の行事に求めることについて

問：地域の行事に参加する場合、どのようなことができるといい、参加したいと思いますか。【複数回答】



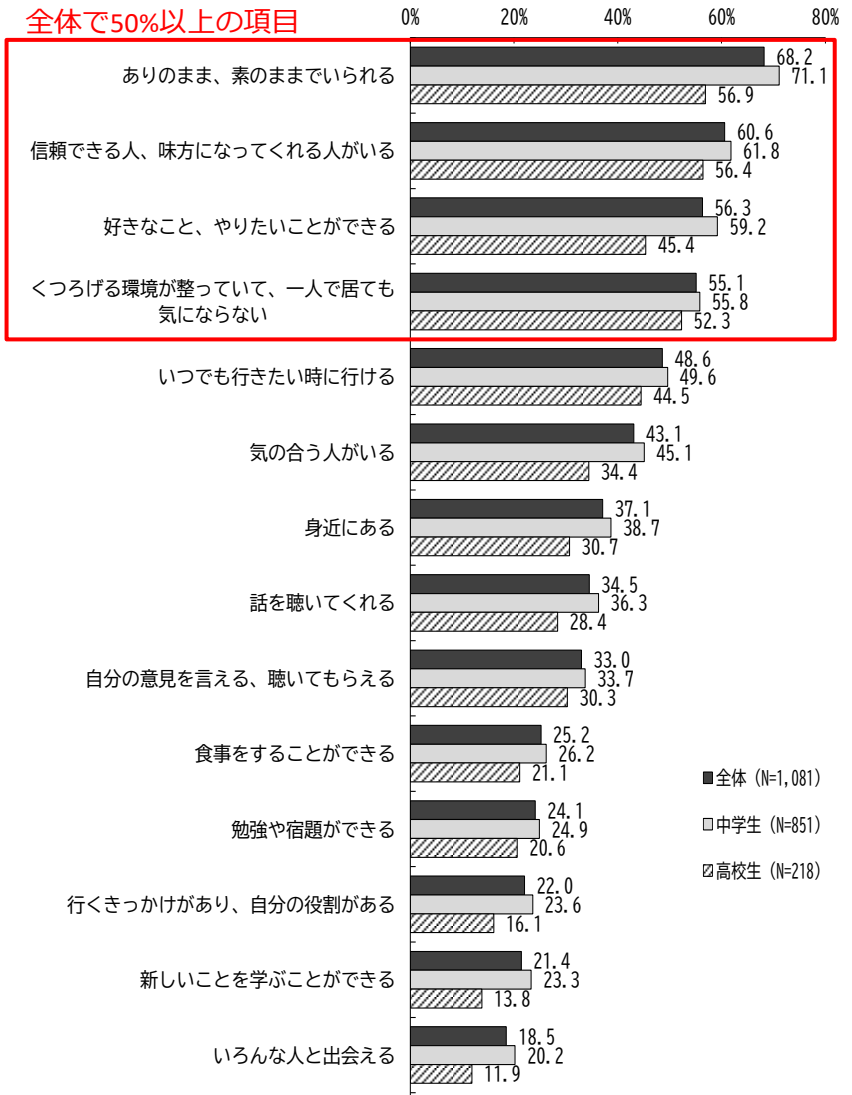
居場所の現状について

問：あなたには、放課後や休日を過ごす場所として、自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所はありますか。【複数回答】



居場所に求めるものについて

問：あなたは、家や学校以外で、居場所になるような場所があるとすればどのような場所がいいと思いますか。【複数回答】



居場所の現状について

問：あなたには、放課後や休日を過ごす場所として、自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所がありますか。【複数回答】

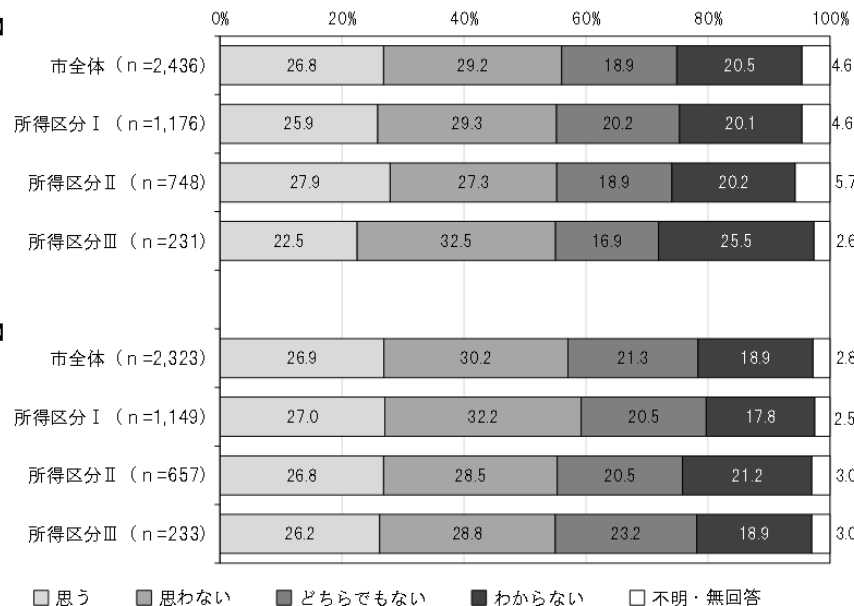
		自宅の自	自宅の自	祖父母や	友だちの	学校の教	学校の教	児童保育	塾や習い	学校の部
		分の部屋	分の部屋	親戚の家	家の	室の	室以外の			
小学5年生	市全体 (n=2,436)	59.4	64.7	40.1	25.6	22.4	17.2	4.6	20.3	6.5
	所得区分Ⅰ (n=1,176)	59.3	68.7	44.2	25.4	23.5	16.8	5.7	24.5	6.0
	所得区分Ⅱ (n=748)	58.4	62.3	37.7	27.5	22.1	16.2	3.3	15.5	6.1
	所得区分Ⅲ (n=231)	64.5	55.4	32.0	23.4	17.7	19.0	3.5	15.2	6.5
中学2年生	市全体 (n=2,323)	80.1	59.9	36.3	26.9	20.1	8.2	0.7	15.1	32.8
	所得区分Ⅰ (n=1,149)	83.6	62.6	39.5	27.3	19.8	7.9	0.8	17.8	34.8
	所得区分Ⅱ (n=657)	78.5	58.8	35.0	26.2	20.4	8.1	0.6	13.2	31.5
	所得区分Ⅲ (n=233)	70.0	51.5	27.0	24.9	17.2	7.7	0.9	10.3	28.3

		地域のス	児童館・	公園など	ショッピング	インター	その他	そういう	不明・無
		ポーツク	子ども子	の屋外	センター	ネットを		場所	回答
小学5年生	市全体 (n=2,436)	13.5	3.0	22.5	18.7	18.9	4.5	2.5	4.1
	所得区分Ⅰ (n=1,176)	15.1	2.6	22.9	17.5	18.5	4.6	2.4	3.9
	所得区分Ⅱ (n=748)	12.3	2.7	20.9	19.3	19.9	4.9	2.4	5.3
	所得区分Ⅲ (n=231)	7.4	5.2	21.2	19.9	19.5	3.9	3.0	2.2
中学2年生	市全体 (n=2,323)	9.5	0.9	18.2	21.4	18.7	1.8	2.2	2.5
	所得区分Ⅰ (n=1,149)	11.2	0.5	18.5	21.8	17.3	1.5	1.0	2.0
	所得区分Ⅱ (n=657)	7.9	1.4	16.1	19.8	21.0	2.3	3.2	2.7
	所得区分Ⅲ (n=233)	4.7	2.6	18.5	22.3	19.7	1.3	4.7	2.6

居場所の需要について

問：あなたは、家や学校以外で、居場所になるような場所がほしいと思いますか。

【小学5年生】



所得区分について

「等価世帯収入」によって所得区分をⅠ～Ⅲに分類

所得区分Ⅰ：325万円以上

所得区分Ⅱ：162.5万円以上 ～ 325万円未満

所得区分Ⅲ：162.5万円未満

「等価世帯収入」= 世帯全体の年間収入÷世帯人数の平方根

居場所に求めるものについて

問：あなたは、家や学校以外で居場所になるような場所があるとすれば、どのような場所がいいと思いますか。【複数回答】

		信頼できる人、味方になってくれる人がいる	ありのまま、素のままでいられる	くつろげる環境が整っていて、一人で居ても気にならない	話を聴いてくれる	身近にいる	行くきっかけがあり、自分の役割がある	いつでも行きたい時に行ける	いろんな人と出会う、気の合う人がいる	(%)
小学5年生	市全体 (n=2,436)	71.9	52.7	54.6	54.7	43.5	25.0	59.9	43.1	
	所得区分Ⅰ (n=1,176)	72.1	56.5	57.3	54.6	47.8	26.6	61.3	44.5	
	所得区分Ⅱ (n=748)	72.3	49.3	51.9	56.4	42.4	23.7	60.2	44.0	
	所得区分Ⅲ (n=231)	71.4	50.2	51.1	54.5	32.0	25.1	55.0	42.4	
中学2年生	市全体 (n=2,323)	67.9	71.8	64.7	44.0	49.8	28.7	63.8	40.2	
	所得区分Ⅰ (n=1,149)	68.0	72.0	67.2	44.6	51.5	29.5	64.0	41.6	
	所得区分Ⅱ (n=657)	68.0	74.1	63.6	43.1	47.9	28.9	65.0	39.1	
	所得区分Ⅲ (n=233)	70.4	68.7	57.1	43.8	48.1	26.2	60.9	37.8	

		好きなこと、やりたいことができる	自分の意見を言えて、聴いてもらえる	新しいことを学ぶことができる	勉強や宿題ができる	食事をすることができる	その他	特にない	不明・無回答
小学5年生	市全体 (n=2,436)	71.3	43.1	27.3	31.0	49.9	4.4	5.3	4.5
	所得区分Ⅰ (n=1,176)	73.4	43.5	29.0	31.3	50.4	5.1	4.8	4.4
	所得区分Ⅱ (n=748)	71.3	44.1	25.3	30.3	51.6	4.4	5.2	5.6
	所得区分Ⅲ (n=231)	63.6	40.3	25.5	29.4	44.2	1.7	7.8	3.0
中学2年生	市全体 (n=2,323)	75.8	39.2	26.0	27.0	41.9	1.9	4.6	2.7
	所得区分Ⅰ (n=1,149)	75.8	39.9	25.8	26.6	41.1	1.8	4.3	2.3
	所得区分Ⅱ (n=657)	77.9	38.2	25.0	26.0	44.6	1.5	4.7	2.9
	所得区分Ⅲ (n=233)	73.8	39.9	28.3	29.2	38.2	3.0	6.4	2.6

居場所に関する調査結果の分析

- 小中高生ともに居場所になるような場所がほしいという割合が約3、4割となっている。
- 家や学校以外で居場所では、習い事（塾やスポーツクラブ）やショッピングセンターなど居場所づくりを目的として行われているものではないが、結果として居場所となっているものが一定数ある。
- インターネットを通じたゲームやSNSなども居場所と感じている。
- 居場所に求められる条件として、次のニーズが高い。
  - ・ありのまま、素のままでいられる
  - ・信頼できる人、味方になってくれる人がいる
  - ・好きなこと、やりたいことができる
  - ・くつろげる環境が整っていて、一人で居ても気にならない
  - ・いつでも行きたい時に行ける
- 中学生の地域の行事や活動への参加意欲は74.4%と高い。
- 地域の行事に求められる内容は、次のニーズが高い。
  - ・趣味の活動ができること
  - ・同じ年ごろの子と一緒に遊んだり、活動したりできること

考察

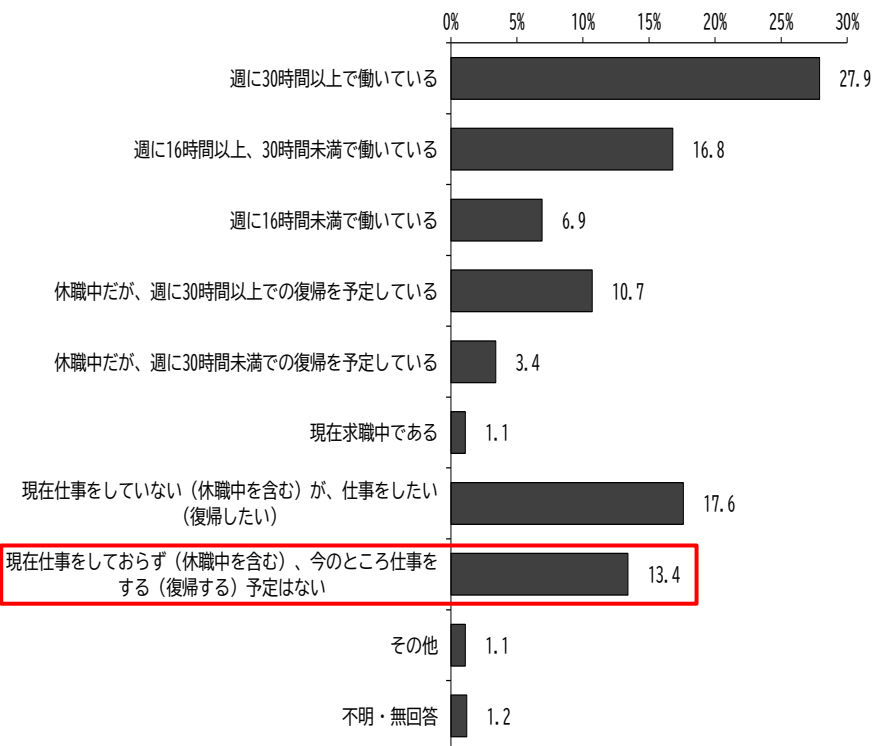
趣味嗜好や人間関係などの心理面、アクセスや安全性などの物理面、開催頻度などの時間面の関係性が満たされて居場所となり得ると想定されることから、多様なニーズが考えられるため、居場所づくりにあたっては、こどもの視点に立ち、柔軟性を持って取り組む必要がある。

母親の就労状況（未就学児保護者）

問：あて名のお子さんの母親の現在の就労状況についてお答えください。

- ◆ 「週30時間以上で働いている」が27.9%と最も多い。
- ◆ 「現在は仕事をしておらず（休職中を含む）、今のところ仕事をする（復帰する）予定はない」が13.4%。

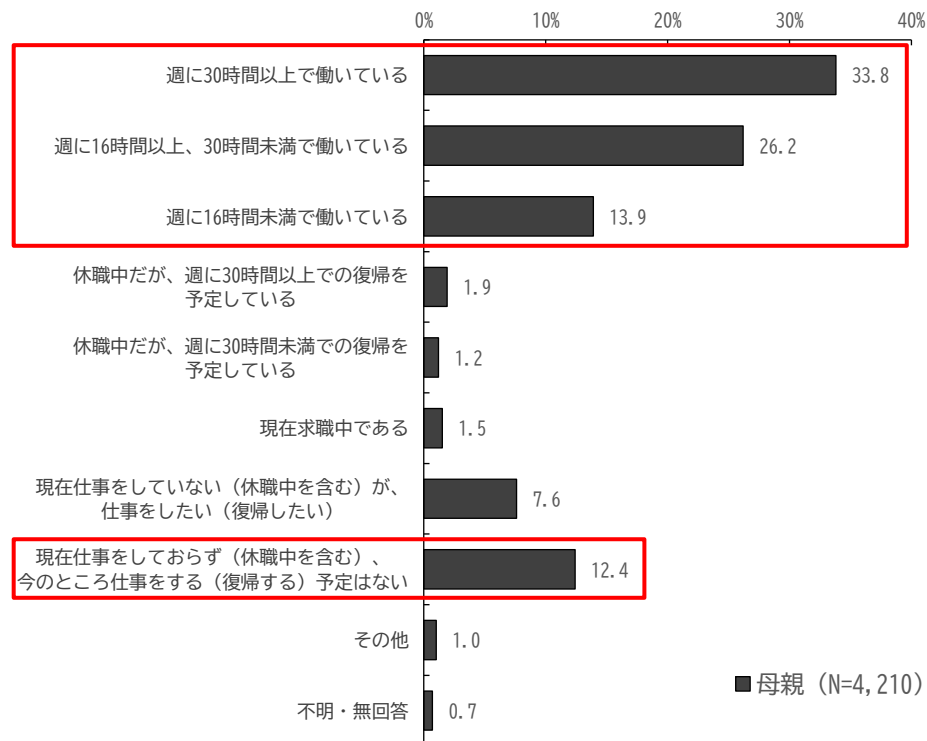
令和6年就学前（N=2,401）



母親の就労状況（小学生低学年保護者）

問：お子さんの母親の現在の就労状況についてお答えください。

- ◆ 「週30時間以上で働いている」が33.8%と最も多い。
- ◆ 「現在は仕事をしておらず（休職中を含む）、今のところ仕事をする（復帰する）予定はない」が12.4%。



分析  
考察

母親の就労状況について、「現在は仕事をしておらず、今のところ仕事をする予定はない」の回答が未就学児保護者で13.4%、小学生低学年保護者で12.4%となり、子育てをしながら仕事をしている・したいと考える母親が9割弱となった。また、小学生低学年保護者では、73.9%が就労時間数に差はあるものの「働いている」と回答している。この結果から、保育ニーズや共働き世帯の子育て支援ニーズの増加が予想される。

学習時間について

問：あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。

- ◆ 小・中学生ともに所得区分が低いほど勉強時間が少なく、前回調査と比べて全体的に勉強時間が短くなっている。(%)

今回調査（令和6年）		まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	不明・無回答
小学5年生	市全体 (n=2,436)	5.1	18.6	39.1	25.1	6.5	3.4	2.1
	所得区分Ⅰ (n=1,176)	3.1	16.5	40.1	27.4	7.3	3.7	2.0
	所得区分Ⅱ (n=748)	6.0	19.5	38.9	25.1	5.7	3.1	1.6
	所得区分Ⅲ (n=231)	10.4	25.1	33.3	19.5	5.2	3.9	2.6
中学2年生	市全体 (n=2,323)	13.0	21.3	26.1	24.9	10.2	3.0	1.6
	所得区分Ⅰ (n=1,149)	9.8	19.1	26.7	28.4	12.4	2.5	1.0
	所得区分Ⅱ (n=657)	14.5	24.2	25.7	22.4	8.5	2.9	1.8
	所得区分Ⅲ (n=233)	21.5	21.5	28.3	15.9	6.9	3.4	2.6

前回調査（令和4年）(%)

小学5年生	市全体 (n=2,596)	5.0	16.9	36.4	28.4	7.6	4.4	1.1
	所得区分Ⅰ (n=1,029)	3.0	15.7	36.3	30.1	8.4	5.4	1.0
	所得区分Ⅱ (n=822)	5.8	17.0	39.2	26.6	6.4	3.8	1.1
	所得区分Ⅲ (n=206)	11.7	27.2	29.6	24.8	2.9	1.5	2.4
中学2年生	市全体 (n=2,425)	7.4	17.3	26.9	31.1	11.8	4.8	0.7
	所得区分Ⅰ (n=1,028)	5.6	15.6	26.4	32.8	13.2	5.8	0.6
	所得区分Ⅱ (n=775)	7.7	18.3	28.3	31.4	10.8	2.8	0.6
	所得区分Ⅲ (n=224)	13.4	22.3	25.9	24.6	8.0	4.5	1.3

分析考察

前回調査に比べ、学習時間の減少が見られる。また、所得区分が低いほど「まったくしない」「30分より少ない」の割合が高くなっている。遊びや体験活動については、所得区分が低いほど少ない。これらの結果から、学習支援や体験などの機会創出が求められる。

遊びや体験活動の状況

問：あなたは、おうちの人と下を書いてあるようなことをすること・したことがありますか。【複数回答】

- ◆ ほとんどの項目で所得区分が低いほど「ある」の回答が少ない。
- ◆ 「図書館に行く」「地域の行事に参加する」といった、必ずしも経済的負担を伴わないと考えられる項目についても、経済状況による差が見られる。(%)

		小さいころに本や絵本を読んでもらった	手作りのおやつを作る	図書館に行く	動物園・水族館に行く	博物館・美術館に行く
小学5年生	市全体 (N=2,436)	77.6	70.6	61.4	84.6	50.8
	所得区分1 (N=1,176)	81.5	73.6	68.0	88.6	57.3
	所得区分2 (N=748)	75.3	68.6	59.1	83.4	49.1
	所得区分3 (N=231)	69.3	66.7	41.6	73.6	35.5
中学2年生	市全体 (N=2,323)	80.4	69.2	62.6	87.7	52.2
	所得区分1 (N=1,149)	85.1	71.8	69.2	90.0	58.7
	所得区分2 (N=657)	77.5	68.8	56.8	87.7	47.3
	所得区分3 (N=233)	69.5	63.5	45.5	79.0	34.3

コンサート・音楽会に行く	新聞やニュースについて話をする	パソコンを使ってしらべものをする	地域の行事に参加する	泊まりがけで家族旅行に行く	あてはまるものはない	不明・無回答
32.8	54.6	47.8	67.6	83.0	1.3	3.2
38.9	60.8	52.6	72.4	90.1	0.3	3.2
28.5	50.7	46.3	68.9	80.3	1.7	3.1
22.5	42.9	35.9	49.8	67.5	2.2	3.5
37.8	64.8	49.9	68.1	86.4	1.3	2.4
42.7	69.4	55.7	70.3	91.1	0.6	2.1
34.7	61.5	44.4	67.9	83.6	1.5	2.3
25.8	52.4	35.6	62.7	79.4	4.3	3.0

こどもや子育て当事者への支援

問：お子さんやあなたにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。【複数回答】

- ◆ 小・中学生ともに所得区分が低いほど「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための経済的援助」「読み書き計算などの基本的な学習への支援」「子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所の提供」が多く、「自然体験や集団遊びなどの多様な活動機会の提供」「会社等での職場体験などの機会の提供」が少ない

単位 (%)

	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	安い家賃で住める住居	生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）	進路や生活などについて何でも相談できるところ	仲間と出會え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなどの多様な活動機会の提供	地域における子どもの居場所の提供	読み書き計算などの基本的な学習への支援	会社等での職場体験などの機会の提供	
小学5年生	市全体 (N=2,436)	29.6	12.9	35.7	24.5	32.8	29.3	23.7	16.9	32.6
	所得区分1 (N=1,176)	32.7	7.1	25.8	24.9	38.0	34.5	25.4	14.1	37.1
	所得区分2 (N=748)	28.2	15.5	44.5	26.3	30.5	25.4	24.5	19.7	32.2
	所得区分3 (N=231)	28.6	36.8	63.2	18.2	23.4	21.2	20.8	27.7	20.8
中学2年生	市全体 (N=2,323)	14.6	14.0	38.2	28.3	28.2	17.6	14.6	12.7	32.5
	所得区分1 (N=1,149)	14.6	7.2	26.9	29.5	30.4	20.4	15.1	10.8	35.5
	所得区分2 (N=657)	15.1	15.8	49.6	27.5	27.9	16.6	15.2	13.7	32.1
	所得区分3 (N=233)	13.3	39.9	64.4	29.6	27.5	12.9	13.7	18.9	27.0

	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	子どものみで無料もしくは安価で食事ができる場所の提供	進学や資格を取るための発展的な学習への支援	その他	特にない	不明・無回答	
小学5年生	市全体 (N=2,436)	21.7	18.1	52.1	3.9	8.2	2.3
	所得区分1 (N=1,176)	20.6	14.9	53.4	4.4	8.7	1.4
	所得区分2 (N=748)	23.7	21.1	54.8	3.9	6.8	0.7
	所得区分3 (N=231)	23.4	29.0	50.2	1.7	6.1	2.2
中学2年生	市全体 (N=2,323)	23.8	14.2	56.8	3.2	11.2	2.7
	所得区分1 (N=1,149)	20.9	10.8	56.8	3.0	12.1	0.9
	所得区分2 (N=657)	27.7	16.6	58.4	3.2	9.9	1.4
	所得区分3 (N=233)	28.3	26.2	59.2	3.4	6.9	2.1

分析考察

所得区分が低いほど衣食住などの基礎的なニーズに関する要望が多く、所得区分が高いほど子どもの経験の幅を広げるなどの発展的なニーズに関する要望が高いことから、基礎的なニーズの充足に課題を抱える世帯は、発展的なニーズにまで保護者が思いを巡らせることが難しい状況にあるため、アウトリーチが求められる。

# こども未来部の取り組む こどもの居場所づくり



## 事業名：放課後児童健全育成事業（学童保育所）

### 1. 施策の目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、地域の運営委員会が設置・運営する学童保育所に対して、運営や施設整備、指導員の処遇改善等に必要となる経費の補助を行うほか、研修体制の充実による保育の質の向上や、学校施設や公共周辺施設の利活用による受け入れ枠の拡大を図る。

### 2. 施策の内容

#### 【学童保育所への支援】

#### (1) 量の確保と安全性の向上

- ・利用児童数の増加に応じ、施設の新築や増改築を支援し、受け入れ枠の拡大を行う。
- ・学校施設をはじめ、閉園した幼稚園などの学校周辺公共施設の利活用を推進する。
- ・児童の健全育成のため、学童保育所の生活環境を向上できるように、施設の環境整備を支援する。

#### (2) 研修体制の充実と人材の確保

- ・学童保育所指導員の研修体制を充実し、保育の質の向上を図る。
- ・学童保育所指導員の処遇改善を支援し、安定した継続雇用を進める。
- ・学生に対し学童保育の事業説明会などを開催し、人材の確保を行う。

#### (3) 安定した運営基盤の整備

- ・学童保育所を運営する地域の運営委員会の負担軽減を図るため、各学童の課題に対し、相談等支援を行うほか、外部委託に向けた支援に取り組む。



#### 令和5年度事業実績

- ・令和5年度は、施設が72か所、79クラス、利用児童数が2610人となった。  
（令和4年度：69か所、74クラス、2,457人）
- ・指導員のキャリアに応じた階層別研修を実施し、延べ594人が受講した。
- ・全ての学童保育所に対して、巡回訪問及び監査を実施した。

### 3. 今後の方針など

少子化が進む中においても、共働き家庭の増加や、核家族化の進行など社会状況の変化により、学童保育所の利用ニーズは高まり続けている。この状況に対応するため、今後も引き続き、民設民営で運営されている学童保育所に対し、個々の運営委員会が抱える課題に対し、上記の通りきめ細やかな支援を行い、課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

## 事業名：四日市市子ども食堂等支援事業費補助金

### 1. 施策の目的

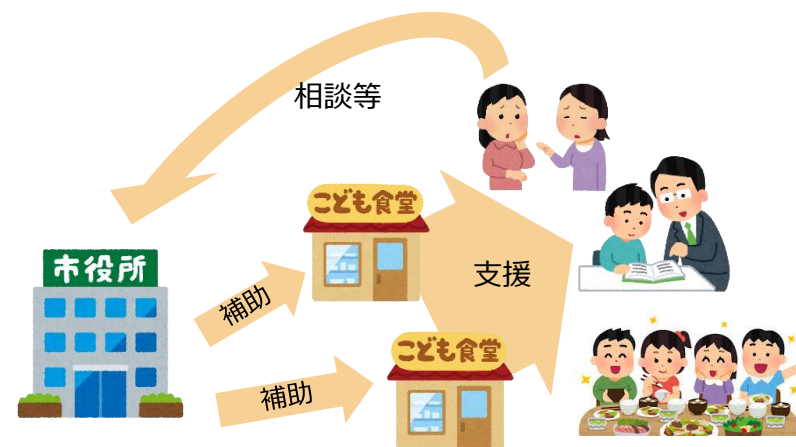
多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化するため、子ども食堂等のこどもの居場所づくり等に関する事業を実施する団体に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を補助する。

### 2. 施策の内容

- 主な補助対象事業
  - (1) こどもの食事の支援又は生活支援を行う事業（子ども食堂、フードパントリー）※低額または無料で実施すること
  - (2) こどもに学習機会の提供を行う事業 ※無料で実施すること
- 主な補助要件
  - ・月1回以上実施すること。
  - ・周囲の環境等に配慮し、実施すること。
  - ・責任者・責任者補助を配置すること。
  - ・こどもの支援に関わる行政等の支援機関を周知するように努めること。
  - ・国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けていないこと。
- 補助金：1団体あたり上限150万円 補助率：10/10

#### 令和5年度事業実績

- ・補助団体数：13団体（子ども食堂・フードパントリー11件、学習支援2件）
- ・子ども食堂等開催回数：164回
- ・延べ利用者数：9,971人（こども：6,303人、大人：3,668人）
- ・行政等の相談窓口への案内件数：8件



### 3. 今後の方針など

補助団体は増加しており、認知度も高まり、利用者数も増加している。利用者の定着が見られるところもあり、こどもの居場所となっているように見受けられるが、活動を始めたところであったり、開催頻度が月1回、多くても週1回程度であったりするなど、質と量を高めていく必要がある。また、補助対象事業は先述の3事業であり、多様な居場所を創出するためには、対象の拡大を検討する必要がある。今後は、調査結果や補助団体の意見を踏まえ、補助制度の見直しを検討する。

## 事業名：子どもと若者の居場所づくり事業

### 1. 施策の目的

現代において核家族化や情報化社会の進展により、他者と関わる経験が少ない青少年が増加しており、そのような青少年に対し他者と交流する機会と場所を提供することが社会において必要とされている。この事業は、青少年の健全育成及び非行防止活動の一環として、他者との関わりを求める青少年を対象として、気軽に集い大人を含む他者と関わりあうことのできる場を提供することにより、子どもと若者の自主活動に対する支援を行うことを目的とする。

### 2. 施策の内容

- 委託による居場所の開所
  - (1) 登校サポートセンターふれあい：毎週土曜日、日曜日 午前9時から午後5時まで
  - (2) 総合会館：年12回指定日曜日 午前9時から午後4時30分まで
- 主な事業内容
  - ・気軽に利用できる場の確保と環境整備。
  - ・利用者へのアドバイス、利用者の悩み等の相談対応。
  - ・催し物等の企画・立案・運営とチラシの印刷・発送。
  - ・活動状況等の発信。
  - ・ボランティアの養成と受け入れ。

#### 令和5年度事業実績

- ・委託先：一般社団法人子育て支援ネットワーク・トゥモローズ
- ・登校サポートセンターふれあいの居場所：100回  
延べ利用者数：651人（青少年：596人、大人：55人）
- ・総合会館の居場所：10回  
延べ利用者数：662人（青少年：332人、大人：330人）
- ・総合会館では障害のある子どもたちによる音楽ひろば「かなでーる」を開催



### 3. 今後の方針など

登校サポートセンターふれあいにおいては、スポーツや音楽などの好きなことができることから特定の利用者の定着が見られ、居場所となっている。一方で、アクセスや開所日数などの条件から、利用できるこどもは限定的な状況となっている。今後は、多様な居場所を創出するため、市内におけるこどもの居場所を調査し、ニーズに応じた居場所を創出するための実証的事業の実施を検討しつつ、試行錯誤しながら、居場所づくりを進める。

## 事業名：児童館（移動児童館・こども子育て交流プラザ）における体験活動

### 1. 施策の目的

こどもに健全な遊びや体験活動を提供し、個別的・集団的に指導や援助を行い、こどもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする。

### 2. 施策の内容

- 対象
  - ・ 18歳未満の児童とその保護者
- 市内の児童館
  - ① こどもの家（諏訪栄町22-25）
  - ② 北部児童館（富州原町31-50）
  - ③ 塩浜児童館（大字塩浜887-1）
  - ④ こども子育て交流プラザ（東新町26-32 橋北交流会館4階）※移動児童館（塩浜児童館内）
- 開館日時
  - 火～土 9:00～17:00
  - 夏期（5月～8月）は9:30～17:30 春休み・夏休みは月曜も開館※ただし、④こども子育て交流プラザは年末年始を除き、毎日（土、日、祝も開館）9:00～19:00（小学生以下は17:00まで（夏期は17:30まで））
- 主な事業内容
  - ・ 自由遊び、工作、運動遊び、クラブ活動、じどうかんまつりなどのイベント



#### 令和5年度事業実績

- ・ 延べ利用者数：81,403人（こども：55,595人、大人：25,808人）
- ・ 移動児童館実施回数：176回（実施地区：23地区）
- ・ 移動児童館利用者数：10,159人（こども：6,755人、大人：3,404人）



移動児童館

児童館がない地域を中心に、遊びの指導や遊具の貸し出しを実施

### 3. 今後の方針など

引き続き児童が魅力を感じるような活動を実施し、より多くの児童に参加を呼び掛けていく。また、活動内容について、こどもの意見を取り入れるよう努め、事業の充実を図る。

# 教育委員会の取り組む こどもの居場所づくり

【令和6年1月15日教育民生常任委員会所管事務調査資料】

学校現場や社会を取り巻く状況を踏まえ、生徒が日ごろから課題と感じていることについて、主権者教育の観点から、中学生と市議会議員との討論を通して、中学生の意見を議会における今後の議論の参考にするため、令和5年11月27日（月）に橋北中学校にて実施された。

テーマ：部活動について

中学生の意見

- ・大会前や冬期の部活動時間について、せめて1時間は活動できるように時間を延長してほしい。下校の際に複数人で帰ったり、明るい道を通るなどして工夫できる。
- ・平日と休日で指導してもらう人を変えてほしい。平日は顧問の先生の指導を受け、休日には外部の指導員に来てもらったり、学校外に指導を受けに行ったりできる。指導者の負担が分担され、交流の幅も広がる。また、外部指導は、学校にはない刺激が得られる。
- ・外部のコーチや知識がある人材を募集することを提案したい。期間限定ではなく、毎日指導してもらうことで、先生の負担も軽減され、生徒の技術も上がる。
- ・民間の施設などを借りて他校の生徒と共同で部活動ができる環境をつくってほしい。顧問の先生の中には、顧問になる部のスポーツや活動の経験がない先生もいるため、他校との格差が生まれてしまう。
- ・合同チームが活動できるように、土日の部活動に公共施設を使えるようにしてほしい。
- ・中学校のうちは、原則全ての生徒が何らかの部活動に所属したほうがいい。新たなことにチャレンジするなど、部活動により得られることが多いと3年間で学んだ。
- ・部活に当てる費用を増やしてほしい。例えば、吹奏楽部の場合、楽器を自分で買うと負担が大きく、ある程度必要な楽器を揃えるのも厳しい状況にある。
- ・部活動に使う部費を上げてほしい。

テーマ：中学校の勉強スペースについて<生徒からの提案>

中学生の意見

- ・若い世代の学力向上のため、勉強に集中でき、行きやすい施設を造ってほしい。休日やテスト期間中に勉強できる場所が四日市には少なく、市立図書館は小さな子もいて、集中しづらい。
- ・放課後に学校で勉強できる教室をつくってほしい。塾には自習室はあるが、みんなが塾に行けるわけではない。高校には自習室があるところもあり、中学に自習室があれば利用する人はいると思う。
- ・中学生が近場で気軽に利用できる勉強スペースをつくってほしい。学習環境で困っている学生の悩みを解決することができる。仲間と勉強することで、勉強へのモチベーションにもつながる。
- ・いつでも気軽に利用できる施設や、学校が終わった後の時間でも近くて行きやすい場所をつくってほしい。
- ・休日に自習室として学校を開放してほしい。学校であれば全ての生徒が気軽に行くことができ、先生がいた場合は分からないところを聞くこともできる。高校では開放しているところもあり、新しい施設を造らないので費用もかからない。
- ・市立図書館に中学生が勉強しやすいスペースをつくってほしい。
- ・中学生が気軽に平日（主に放課後）、休日に勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室は中学生は利用できず、開館時間が午後5時までなので放課後の利用も難しい。
- ・いつでも気軽に集中して勉強できる場所をつくってほしい。市立図書館の自習室が利用できないため、小さな子供がいる場所で勉強することになり、集中できない。中学生だけでなく、小学生も市立図書館の自習室を利用したい子もいると思うので、校区外を理由に利用できない問題を解決してほしい。

子どもの意見からは、部活動や勉強場所について、それぞれの活動場所の新たな創設や現内容の充実を求める積極的な意見がみられた。こども未来部のアンケート結果も併せると、自身が好きなことややってみたいことが実現できる場、様々な人とつながれる場などを求めている。そういった場所は、結果的に居場所としてなりうる。

## 事業名：部活動の地域移行

### 1. 施策の目的

中学校の部活動については、子どもたちの自主的で多様な学びや成長の場であった部活動の教育的意義を継続できるように、学校と地域が連携しながら、子どもたちが主体的にスポーツや文化芸術活動を選択し、参加できる場を確保していく。

### 2. 施策の内容・今後の方針など

令和8年度以降の休日部活動の地域移行に向けて、中学生が休日にスポーツ・文化活動を行える環境整備を進める。

#### (1) 各種目団体による拠点型活動

現在は、剣道、軟式野球、ハンドボール、柔道にて実施（令和5年度は吹奏楽を実施、本年度は硬式テニスを実施予定）。今後さらに学校に設置されている部活動の全種目において、拠点型の活動ができる体制づくりと、場所の確保に向けての協議を進める。

#### (2) 総合型地域スポーツクラブとの連携

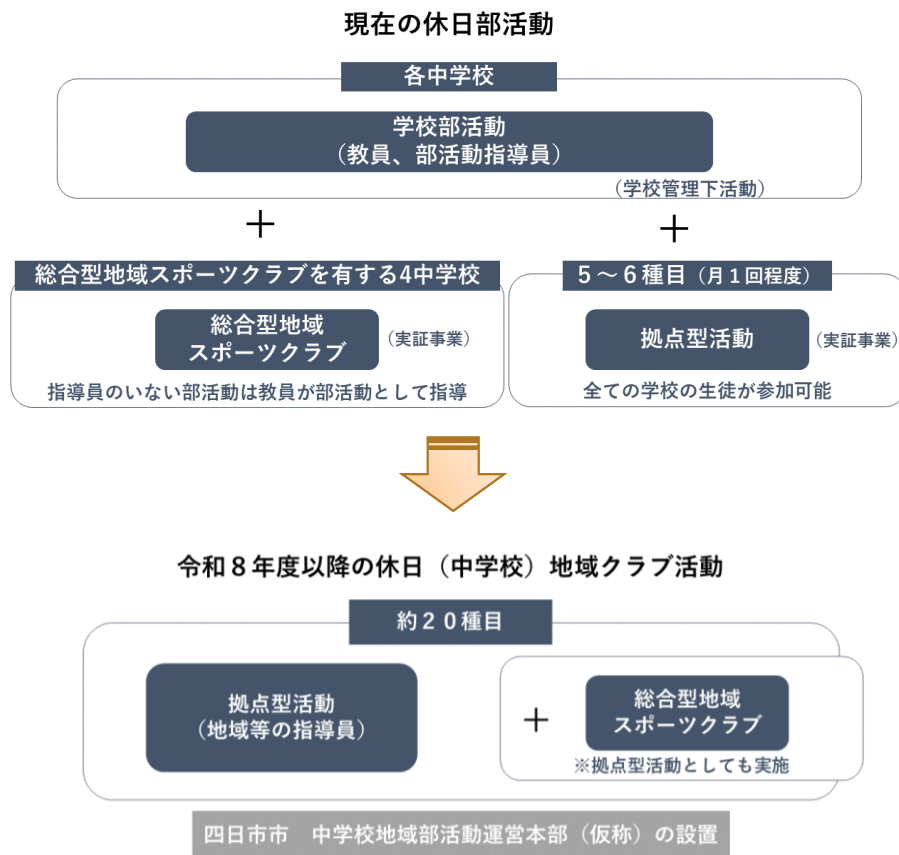
現在4団体（楠スポーツクラブ、みえさんさん、うつべ☆スター、ビバ橋北）との連携をしており、今後も継続していく。

#### (3) 部活動指導員の確保

専門的な技術指導を行うことで単独指導ができ、現在の体制を継続する（地域移行後の休日の部活動指導員は廃止）。

#### (4) 部活動の地域移行モデルについて調査研究

「四日市市部活動在り方検討会」で本市の状況に応じた部活動の地域移行について議論し方針を示すため、市内中学校部活動の受け入れ可能な各団体、各種協会等の調査、派遣可能な指導者調査等について本年度調査業務委託を行っている。



## 事業名：地域子ども教室

### 1. 施策の目的

生活背景の厳しい状況等から教育的に不利な環境下にある子どもたちの基礎学力の定着及び学習意欲の向上をめざし、地域・家庭・学校が一体となって学習支援等を行う。

### 2. 施策の内容・今後の方針など

地域・家庭・学校で構成する地域子ども教室運営委員会が、地域による学校支援のあり方を検討するとともに、教員経験者や大学生などの地域住民による学習支援員が中心となって、放課後や長期休業時等における子どもたちの自主学習を支援する地域子ども教室活動を行う。



小学生



中学生

本事業は、平成25年度に三重県（人権教育課）からの受託事業である「子ども支援ネットワーク構築事業」として、各年度1校区を選定し、人権教育の視点から、「教育的に不利な環境にある子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図る。」ことを目的として開始した。以降、三重県の「地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金」を活用し、現在まで事業を継続している。

令和5年度 地域子ども教室等 実績

令和5年12月末時点

実施校区 (開始年度)	対象	場所	実施時期	実施回数	参加者数 (延人数)	指導者数 (延人数)
西笹川中学校区 (H25～)	中学生	笹川UR集会所 西笹川中学校	放課後、土曜日 長期休業中	213	1,591	375
	小学生	笹川UR集会所 笹川小学校	放課後、土曜日 長期休業中	122	2,615	792
三重平中学校区 (H26～)	中学生	三重平中学校 三重団地集会所	放課後 長期休業中	22	137	62
	小学生	三重団地集会所	夏季休業中	3	38	12
中部中学校区 (H27～)	中学生	中部中学校	放課後	15	129	30
	小学生	中央小学校	夏季休業中	3	28	5
大池中学校区 (H28～)	中学生	大池中学校	長期休業中	6	46	19
	小学生	県地区市民センター		6	125	22
楠中学校区 (R1～)	中学生 小学生	楠地区市民センター	長期休業中	4	76	21
三滝中学校区 (R2～)	中学生	三滝中学校	放課後	10	158	30
朝明中学校区 (R3～)	小学生	地域施設	土曜日	37	172	110



## 事業名：コミュニティスクールの新しい取り組み

### 1. 施策の目的

保護者および地域住民等が一定の責任を持って学校運営へ参画し、「学校づくりビジョン」の実現に向けた学校運営及び学校教育活動の充実を図るため、平成18年度からモデル校として3校の調査研究をはじめ、平成22年度からは、順次「四日市版コミュニティスクール」を指定し、令和3年度をもって市内全小中学校（59校）を指定した。地域における子どもたちの居場所づくりについて、地域住民の参画による放課後等の学習支援や体験活動の実施等、四日市版コミュニティスクールの活動充実を進めていく。

### 2. 施策の内容・今後の方針など

#### 「防災部」（橋北中学校）

生徒の防災知識や技能の向上、将来的に地域で活躍する人材の育成を目的とした「防災部」を発足。月に1回、地区の防災協議会の会員らが指導者となり、小学校での防災教育の指導補助や啓発資料の作成、校区内の防災フェスタや中学校での防災体験学習等、活動の場を広げている。



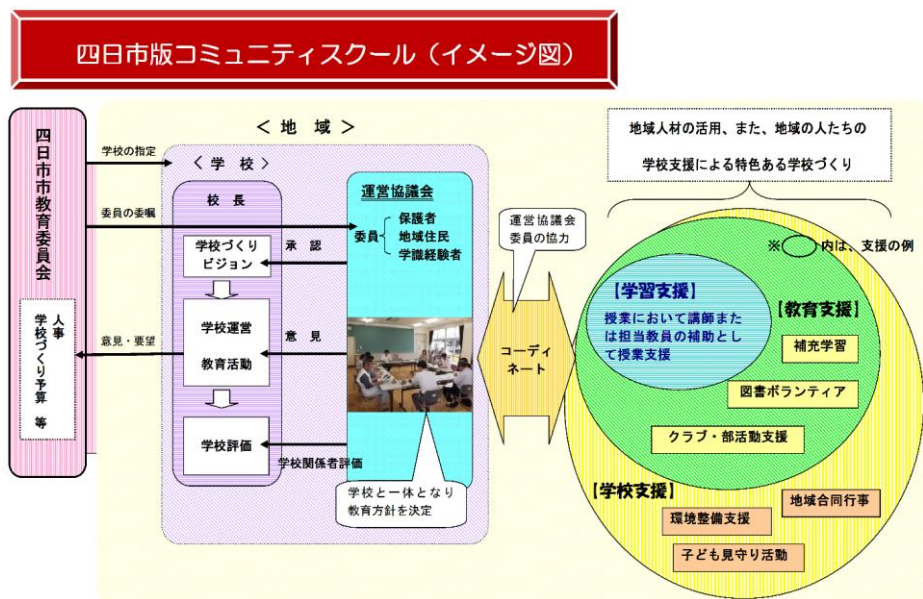
ミーティングの様子



防災体験学習

#### 「放課後デザイン」（三重平中学校）

P T Aが主催して、コミュニティスクール、総合型地域スポーツクラブ、学校の4者で「放課後デザイン運営委員会」を設置。活動に賛同していただいた企業や団体等の協賛・協力を得ながら、週に1回、放課後の活動について、学校部活動だけでなく、サークル活動や校外活動等から生徒が選択し、自己の活動目標をたて、計画的に行動し、自己評価をしたり、新たな目標設定をして取り組んだりする。



eスポーツ



モルック



漫画イラスト

## 事業名：不登校対策推進事業

### 1. 施策の目的

登校サポートセンターを核とし、校内ふれあい教室設置校に配置される登校サポート教員や全小中学校に設置する登校サポート委員会と連携した取り組みを進めることで、不登校支援体制の充実・強化を図る。

### 2. 施策の内容・今後の方針など

#### (1) 登校サポートセンターにおける支援

本市不登校対策の核として、「ふれあい・わくわくでの支援」「アウトリーチ（登校サポートアドバイザーやふれあいフレンド）による学校・家庭支援」等を行う。

#### (2) 校内ふれあい教室の全校設置（22中学校）

令和7年度までに、全中学校校内へのふれあい教室設置及び専任教員の配置を完了できるようにする。すでに18校への設置を完了しており、令和7年度に残り4校を新設する予定である。

#### (3) メタバース空間を活用したオンラインでの不登校支援の調査研究

本市における不登校児童生徒の多様な学びの場の更なる確保に向けて、令和6年度は市内の校内ふれあい教室入級生を対象に、試用及びニーズ調査を実施し、メタバース空間の外部委託についての研究を行う。

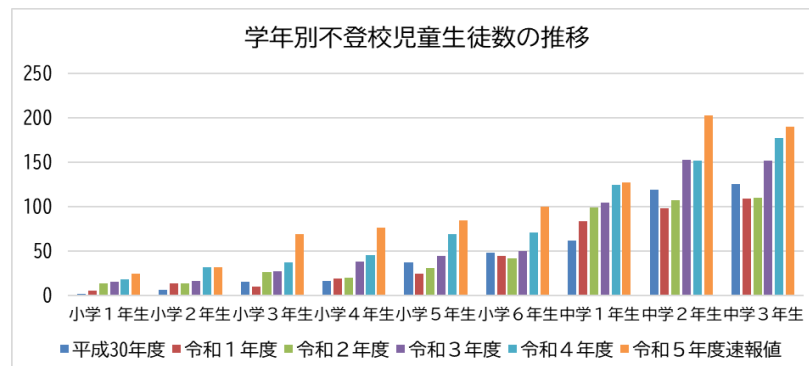
#### (4) 学びの多様化学校の調査研究

三重県教育委員会の動向や本市におけるニーズ等を勘案しつつ、他自治体の先行事例を研究し、実現に向けた可能性を探る。

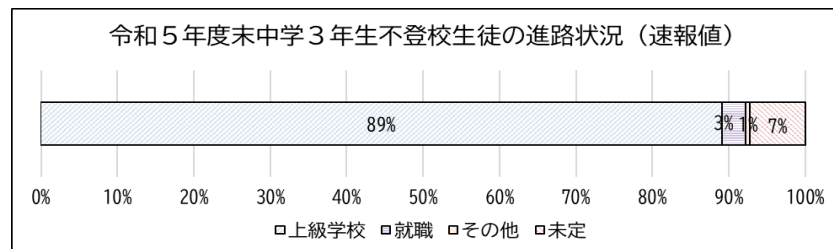
#### (5) 子どもの新しい居場所となる外部機関との連携

市内のフリースクール等、不登校児童生徒の居場所を提供している民間施設・民間団体との連絡会議を開催し、本市の不登校対策について周知するとともに、不登校児童生徒のニーズや抱える課題についての情報共有を図り、有効な連携について研究する。併せて、有効な連携を図っている他自治体の先行事例についても情報収集する。

学年別不登校児童生徒数の推移



令和5年度末中学3年生不登校生徒の進路状況（速報値）



令和5年度中学3年生不登校生徒の進路状況は、未定が14名で全体の7%を占めている（速報値）。早期から、不登校生徒の計画的な進路指導や関係機関につなげる体制づくりを促進するとともに、中学校3年生に向けた「義務教育修了後の相談窓口一覧」の確実な配付等、中学校卒業後の支援に関する情報提供や相談対応など、保護者の不安に寄り添った支援の充実を行う。

また、関連部局と連携し、中学卒業後も継続した支援を行うことができる体制について検討する必要がある。